

社会福祉法人百鷗
グループホーム葉山の里

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

1 事業主体概要

事業主体名	百 鷗
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 吉田 仁
所在地	神奈川県三浦郡葉山町上山口1669
法人の理念	1. 1利用者の個の尊厳を守り、地域社会での自立を支援します。 2. 地域に開かれた、愛され信頼される法人を目指します。 3. 高齢者福祉処遇の原点に立ち返り、「温もり・優しさ・安心・安全」をコンセプトとして、個の意思を尊重した利用者本位の質の高いサービス提供に努めます。
他の介護保険関連の事業	介護老人福祉施設 葉山清寿苑 介護老人福祉施設 逗子清寿苑 短期入所生活介護 葉山清寿苑 短期入所サービスセンター 短期入所生活介護 逗子清寿苑 短期入所サービスセンター 通所介護 葉山清寿苑 デイサービスセンター 通所介護 逗子清寿苑 デイサービスセンター 居宅介護支援事業所 逗子清寿苑 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 葉山町地域包括支援センター清寿苑

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄などの日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

提供する認知症対応型老人共同生活援助は、老人福祉法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

2. 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 百鷗(はくおう)
設立年月日 平成 2 年 2 月 28 日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
代表者の氏名 理事長 吉田 仁
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

3. 施設の内容等

施設名 グループホーム 葉山の里
施設の種類 認知症対応型共同生活介護
指定番号 神奈川県 147110013932 号
指定年月日 平成 15 年 12 月 1 日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町長柄 253-1
管理者の氏名 所長 田尻 拓仁
電話番号 046(875)8936
FAX 番号 046(875)8961

(1) 施設の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業種	人員
管理者	業務の一元的な管理	常勤 1 名
計画作成担当者	ケアプランの作成	2 名
介護職員	介護業務	6 名以上(常勤換算)
看護職員	看護業務	1 名以上

(2) 職員の勤務体制(介護職員)

- ・早出 2 人 7:00 ～ 16:00
- ・日勤 2 人 8:30 ～ 17:30
- ・遅番 2 人 9:30 ～ 18:30
- ・夜勤 2 人 17:00 ～ 9:00

(3) 施設の概要

- ① 定員(18 人)
- ② 居室・共同施設

設備の種類	室数	備考
個室(1 人部屋)	18 室	面積 12.15 m ²
食堂	2 室	
トイレ	6 箇所	
浴室	2 室	一般浴室

4. サービスの内容(契約書第 6 条参照)

- ① 基本サービス(介護保険給付の対象となるサービス)
- ② 食事

朝食: 7 時 00 分～8 時 00 分

昼食: 12 時 00 分～13 時 00 分

夕食: 17 時 00 分～18 時 00 分

原則、食堂にておとりいただきます。なお、食事時間のご希望や居室での摂食のご希望につきましては別途ご相談承ります。

- ③ 入浴

週に 2 回入浴していただけます。ただし、身体の状態等に応じて清拭等の代替えとなる場合があります。

④ 介護

ご利用者の状況、ご利用者ご家族の介護に関する希望を伺い、下記の介護について内容を検討し、介護サービス計画を策定します。

- ・ 着替え、排泄(おむつ交換・トイレ誘導)、摂食、水分摂取、入浴、移動、体位交換、口腔衛生、服薬、整容等の介護。
- ・ ベッド周りの環境整備、シーツと包布等交換(1週間に1回程度及び適宜衣類の管理等。)

自立支援への援助として以下の事項に留意し、介護サービスを提供します。

- ・ 寝たきり防止のため、利用者毎の心身状況に合わせた離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険外サービス(介護保険の給付対象とならないサービス)

① 理美容サービス

原則として、実費負担となります。なお、当施設では有償ボランティアによる理美容サービスを行っており、ご利用の場合は実費で提供させていただきます。

5. 利用料金(料金及びその詳細については別紙利用料金表によります。)

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 入所者又その家族は、体調の変化があった際には施設の職員に一報ください。
- ② 入所者は、施設内の機械及び器具を使用する際、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 施設内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ④ 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑤ 面会時間 9:00～17:00 ただし、感染状況によって、予約面会、オンライン面会となる場合があります。
- ⑥ 所持品等の持込については事前にご相談ください。
- ⑦ 外出、外泊を希望される場合は、事前にお申し出ください。

7. 非常災害対策

施設では、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び職員等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等必要な措置を講じます。なお、体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先

に連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策等

施設及び職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。なお、入所者またはその家族の個人情報の取扱いにつきましては、別途「同意書」をいただきます。

11. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止

入所者等の虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

14. 職員の研修

職員に対し、研修計画に基づき、その資質の向上のための研修を行います。

15. 苦情相談窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

* 担当者 : 新倉 規充

* 責任者 : 田尻 拓仁

TEL 046(875)8936

FAX 046(875)8961

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)

なお、以下の公的機関におきましても苦情申請等を受け付けております。

* 葉山町福祉課

TEL 046(876)1111

FAX 046(876)1717

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

* 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

TEL 045(329)3447

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分)

苦情処理第三者委員 2 名を選任しています。公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

青木 英子 (葉山町社会福祉協議会会長) TEL046(875)9889

黒田 哲也 (社会福祉法人 百鷗) TEL046(823)1761

16. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	住所
横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16
青木病院	逗子市桜山 6-1336
古屋歯科	横須賀市舟倉 1-14-5
葉山ハートセンター	葉山町下山口 1898-1

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

